

令和2年度土木工事標準積算基準（令和2年9月28日付第202000160965号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

なお、新追加された工種区分「下水道工事（4）」は、改定前「下水道工事（2）」から分離されたものである。今回改定項目以外については、必要に応じて「下水道工事（2）」を準用するものとする。

改定後	改定前																																																																																																																																																								
<p>第1編 総則 第2章 工事費の積算 1) (略) 2) 間接工事費 1. (略) 2. 共通仮設費 (中略) 表-1 工種区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">工種区分</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td style="color: red;">下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略) 別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象額 適用区分</th> <th style="width:15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">600万円を超え10億円以下</th> <th style="width:15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18.93</td> <td style="text-align: center;">494.9</td> <td style="text-align: center;">-0.2091</td> <td style="text-align: center;">6.50</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">下水道工事(4)</td> <td></td> <td style="color: red; text-align: center;">10.24</td> <td style="color: red; text-align: center;">330.0</td> <td style="color: red; text-align: center;">-0.2225</td> <td style="color: red; text-align: center;">3.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略) 第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象額 適用区分</th> <th style="width:15%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width:15%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td style="color: red; text-align: center;">13.77</td> <td style="color: red; text-align: center;">3064.8</td> <td style="color: red; text-align: center;">-0.2769</td> <td style="color: red; text-align: center;">6.32</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.57</td> <td style="text-align: center;">43.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0898</td> <td style="text-align: center;">5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	工種区分	(略)	工 種 内 容	(略)	(略)	(略)	下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事	(略)	(略)	(略)	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	下水道工事(4)		10.24	330.0	-0.2225	3.28	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p>第1編 総則 第2章 工事費の積算 1) (略) 2) 間接工事費 1. (略) 2. 共通仮設費 (中略) 表-1 工種区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">工種区分</th> <th style="width:5%;">(略)</th> <th style="width:85%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下水道工事</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略) 別表第1 共通仮設費率 第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象額 適用区分</th> <th style="width:15%;">600万円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">600万円を超え10億円以下</th> <th style="width:15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18.93</td> <td style="text-align: center;">494.9</td> <td style="text-align: center;">-0.2091</td> <td style="text-align: center;">6.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略) 第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象額 適用区分</th> <th style="width:15%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width:15%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">A</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.29</td> <td style="text-align: center;">105.2</td> <td style="text-align: center;">-0.1100</td> <td style="text-align: center;">9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.57</td> <td style="text-align: center;">43.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0898</td> <td style="text-align: center;">5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	工種区分	(略)	工 種 内 容	(略)	(略)	(略)	下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	(略)	(略)	(略)	工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする				A	b		コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88
工種区分	(略)	工 種 内 容																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																																																																																																																							
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																																																																																																																							
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																																																																																																																							
	(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																				
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																				
			A	b																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																				
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																				
下水道工事(4)		10.24	330.0	-0.2225	3.28																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																				
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																				
			A	b																																																																																																																																																					
コンクリートダム		13.77	3064.8	-0.2769	6.32																																																																																																																																																				
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																																				
工種区分	(略)	工 種 内 容																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
下水道工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事																																																																																																																																																							
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																																																																																																																							
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																				
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																				
			A	b																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																				
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50																																																																																																																																																				
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																				
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																				
			A	b																																																																																																																																																					
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																																																				
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																																				

改定後	改定前																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>3. 現場管理費 (1)、(2) (略) (3) 現場管理費率の補正</p> <p>別表第2 現場管理費率 第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>54.04</td> <td>1,692.0</td> <td>-0.2185</td> <td>18.28</td> </tr> <tr> <td>下水道(4)工事</td> <td>35.05</td> <td>204.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.11</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略) 第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>コンクリートダム</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>第10章 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用 (中略) 別表-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="7">係数A</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>大都市(1)</th> <th>大都市(2)</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>山間僻地及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1)</td> <td>103.2</td> <td>-</td> <td>133.3</td> <td>119.9</td> <td>116.7</td> <td>116.7</td> <td>112.6</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(2)</td> <td>282.4</td> <td>-</td> <td>333.1</td> <td>306.7</td> <td>308.7</td> <td>308.7</td> <td>276.7</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(3)</td> <td>366.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>422.5</td> <td>412.8</td> <td>412.8</td> <td>395.6</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(4)</td> <td>186.2</td> <td>-</td> <td>225.2</td> <td>206.0</td> <td>205.4</td> <td>205.4</td> <td>188.0</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>643.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>715.1</td> <td>711.5</td> <td>711.5</td> <td>654.3</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>115.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>91.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	(略)	下記の率とする	A	b	(略)	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	工種区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	コンクリートダム	下記の率とする	A	b	(略)	コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	工種区分	係数A							一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	(略)	下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	下水道工事(4)	186.2	-	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	コンクリートダム工事	115.6	-	-	-	-	-	-	フィルダム工事	91.3	-	-	-	-	-	-	(略)	<p>3. 現場管理費 (1)、(2) (略) (3) 現場管理費率の補正</p> <p>別表第2 現場管理費率 第1表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>54.04</td> <td>1,692.0</td> <td>-0.2185</td> <td>18.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表～第4表 (略) 第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>コンクリートダム</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>22.92</td> <td>333.0</td> <td>-0.1371</td> <td>15.59</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>第10章 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用 (中略) 別表-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="7">係数A</th> </tr> <tr> <th>一般交通影響無し</th> <th>大都市(1)</th> <th>大都市(2)</th> <th>一般交通影響有り(1)</th> <th>一般交通影響有り(2)</th> <th>市街地(DID補正)</th> <th>山間僻地及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(1)</td> <td>103.2</td> <td>-</td> <td>133.3</td> <td>119.9</td> <td>116.7</td> <td>116.7</td> <td>112.6</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(2)</td> <td>282.4</td> <td>-</td> <td>333.1</td> <td>306.7</td> <td>308.7</td> <td>308.7</td> <td>276.7</td> </tr> <tr> <td>下水道工事(3)</td> <td>366.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>422.5</td> <td>412.8</td> <td>412.8</td> <td>395.6</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>643.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>715.1</td> <td>711.5</td> <td>711.5</td> <td>654.3</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>84.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>99.0</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>91.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>105.4</td> <td>102.9</td> <td>102.9</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	(略)	下記の率とする	A	b	(略)	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	工種区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	コンクリートダム	下記の率とする	A	b	(略)	コンクリートダム	22.92	333.0	-0.1371	15.59	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	工種区分	係数A							一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	(略)	下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	コンクリートダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	93.6	フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8	(略)																												
工種区分		対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	下記の率とする	A	b		(略)																																																																																																																																																																																																																																																													
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																																																														
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																														
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																														
コンクリートダム	下記の率とする	A	b		(略)																																																																																																																																																																																																																																																													
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																																																																																																																																														
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	係数A																																																																																																																																																																																																																																																																	
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(4)	186.2	-	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0																																																																																																																																																																																																																																																											
公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3																																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリートダム工事	115.6	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																											
フィルダム工事	91.3	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																														
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																														
(略)	下記の率とする	A	b		(略)																																																																																																																																																																																																																																																													
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	対象額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																														
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																																														
コンクリートダム	下記の率とする	A	b		(略)																																																																																																																																																																																																																																																													
コンクリートダム	22.92	333.0	-0.1371	15.59																																																																																																																																																																																																																																																														
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																																																																																																																																														
工種区分	係数A																																																																																																																																																																																																																																																																	
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7																																																																																																																																																																																																																																																											
下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6																																																																																																																																																																																																																																																											
公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3																																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリートダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	93.6																																																																																																																																																																																																																																																											
フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																											

改定後

工種区分	係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地(DID 補正)	山間僻地 及び離島		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下水道工事(1)	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	-0.1419	-	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	-0.0824	-	-	-	-	-	-	0.3392	0.3621
フィルダム工事	-0.0673	-	-	-	-	-	-	0.1633	0.3963
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以下 略

改定前

工種区分	係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地(DID 補正)	山間僻地 及び離島		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下水道工事(1)	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	-0.0617	-	-	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
フィルダム工事	-0.0673	-	-	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以下 略

令和2年度業務関係標準積算基準（令和2年9月28日付第202000160965号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後	改定前										
<p>第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1, 1-2 (略) 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1 (1), (2) (略)</p> <p>1-4 安全費の積算 安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。</p> <p>(1) 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (安全費) = (直接調査費) × (安全費率) (注) 1. 上記の直接調査費は、直接経費を含まない費用である。 安全費率は表-1を標準とする。</p> <p>表-1 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="231 831 1279 932"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>-</td> <td>10.0%</td> <td>9.5%</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p>第4編 調査・計画業務 第1章 調査・計画業務 第4節 道路施設点検業務 4-2-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 イ. 直接原価 (イ) 直接人件費 (略) (ロ) 直接経費 (積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費 (積上計上分) は、次に示すものとする。 a~c (略) 旅費交通費 d 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。 (中略)</p>	地域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	-	10.0%	9.5%	4.5%	<p>第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1, 1-2 (略) 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1 (1), (2) (略)</p> <p>第4編 調査・計画業務 第1章 調査・計画業務 第4節 道路施設点検業務 4-2-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 イ. 直接原価 (イ) 直接人件費 (略) (ロ) 直接経費 (積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費 (積上計上分) は、次に示すものとする。 a~c (略) 旅費交通費 d 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。 (a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。 (b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p>
地域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他							
主として現道上	-	10.0%	9.5%	4.5%							

改定後	改定前																						
<p>4-2-8 安全費の積算 安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。</p> <p>(a)保安施設 「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。</p> <p>(b)交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (安全費) = (直接人件費) × (安全費率) 安全費率は表-1を標準とする。</p> <p>表-1 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="231 743 1285 846"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>17.0%</td> <td>15.5%</td> <td>12.5%</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p>(中略)</p> <p>第5編 用地調査等業務 第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (略) (1) 直接人件費 (略) (2) 直接経費 イ 材料費等 (略) ロ 旅費交通費 旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。 なお、1-3-1, 1-3-2 で用いる率は、以下とする。</p> <p>1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</p> <table border="1" data-bbox="195 1356 1299 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の0.95%</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <table border="1" data-bbox="195 1507 1299 1602"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費</th> <th>旅費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の0.95%</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>	地域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	用地調査等業務	直接人件費の0.95%	230	区分	旅費	旅費の上限(千円)	用地調査等業務	直接人件費の0.95%	230	<p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>第5編 用地調査等業務 第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (略) (1) 直接人件費 (略) (2) 直接経費 イ 材料費等 (略) ロ 旅費交通費 旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。</p> <p>(新規)</p>
地域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																			
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																			
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																					
用地調査等業務	直接人件費の0.95%	230																					
区分	旅費	旅費の上限(千円)																					
用地調査等業務	直接人件費の0.95%	230																					